

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年1月14日(2021.1.14)

【公表番号】特表2020-515511(P2020-515511A)

【公表日】令和2年5月28日(2020.5.28)

【年通号数】公開・登録公報2020-021

【出願番号】特願2019-533040(P2019-533040)

【国際特許分類】

A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/366	(2006.01)
A 6 1 K	31/7048	(2006.01)
A 6 1 K	31/216	(2006.01)
A 6 1 K	31/192	(2006.01)
A 6 1 K	31/37	(2006.01)
A 2 3 L	33/105	(2016.01)
A 2 3 L	2/52	(2006.01)
A 2 3 K	10/30	(2016.01)
A 2 3 K	50/40	(2016.01)
A 6 1 K	36/73	(2006.01)
A 6 1 K	127/00	(2006.01)
A 6 1 K	135/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 K	31/366	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	31/7048	
A 6 1 K	31/216	
A 6 1 K	31/192	
A 6 1 K	31/37	
A 2 3 L	33/105	
A 2 3 L	2/00	F
A 2 3 L	2/52	
A 2 3 K	10/30	
A 2 3 K	50/40	
A 6 1 K	36/73	
A 6 1 K	127/00	
A 6 1 K	135/00	

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月30日(2020.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

炎症の治療または予防に使用される、Rubus idaeusの茎および／または葉から得られるまたは得ることができる、抽出物であって、前記抽出物は抽出溶媒としての水および／またはエタノールを使用することで得られるまたは得ることができ、前記炎症は関節炎および関節腫脹から選択される、抽出物。

【請求項 2】

前記抽出物が、70：30～30：70のエタノール／水を含む溶媒を用いて得られる水・エタノール抽出物である、請求項1に記載の抽出物。

【請求項 3】

炎症の治療または予防に使用される組成物であって、Rubus idaeusの茎および／または葉から得られるまたは得ることができる抽出物を含み、前記抽出物は抽出溶媒としての水および／またはエタノールを使用することで得られるまたは得できる、組成物。

【請求項 4】

前記組成物が、食品、飼料もしくはペットフード製品、飲料製品、または食品、飼料もしくはペットフードサプリメントである、請求項3に記載の組成物。

【請求項 5】

前記組成物が、医薬組成物または獣医学的組成物である、請求項3に記載の組成物。

【請求項 6】

前記炎症の治療または予防が関節変性を軽減する、請求項1～5のいずれか一項に記載の使用のための抽出物、または使用のための組成物。

【請求項 7】

前記使用のための抽出物、または使用のための組成物が、少なくとも1つの炎症性サイトカインの放出を減少させるおよび／または阻害する、請求項1～6のいずれか一項に記載の使用のための抽出物、または使用のための組成物。

【請求項 8】

前記少なくとも1つの炎症性サイトカインが、TNF-、IL-6、およびIL-1から選択される、請求項7に記載の使用のための抽出物、または使用のための組成物。

【請求項 9】

前記使用のための抽出物、または使用のための組成物が、アラキドン酸、エイコサペンタエン酸および／またはドコサヘキサエン酸に由来する特異的炎症収束性メディエーターのレベルを増加させる、請求項1～8のいずれか一項に記載の使用のための抽出物、または使用のための組成物。

【請求項 10】

前記抽出物が、Rubus idaeusから得られる水性抽出物である、請求項1～9のいずれか一項に記載の使用のための抽出物、または使用のための組成物。

【請求項 11】

前記抽出物が、Rubus idaeusから得られるエタノール抽出物である、請求項1～10のいずれか一項に記載の使用のための抽出物、または使用のための組成物。

【請求項 12】

前記抽出物が、

(i) 約1重量%～約40重量%のフェノール化合物、

(ii) 約0.5重量%～約7重量%のヒドロキシケイ皮酸およびエラグ酸化合物、ならびに

(iii) 約1重量%～約15重量%のフラボノイド化合物、を含む、請求項1～11のいずれか一項に記載の使用のための抽出物、または使用のための組成物。

【請求項 13】

前記抽出物が、請求項1～12のいずれか一項に記載のRubus idaeus抽出物と、任意選択に、薬学的にまたは獣医学的に許容される賦形剤と、を含む、医薬組成物

または獣医学的組成物の形態で投与される、請求項 1 ~ 1_2 のいずれか一項に記載の使用のための抽出物、または使用のための組成物。

【請求項 1_4】

前記医薬組成物が、経口投与、直腸投与、経鼻投与、肺投与、口腔投与、舌下投与、経皮投与、大槽内投与、腹腔内投与、または非経口投与用である、請求項 1_3 に記載の使用のための抽出物、または使用のための組成物。

【請求項 1_5】

前記抽出物が、請求項 1 ~ 1_2 のいずれか一項以上に記載される Rubus idaeus 抽出物と、任意選択に、食品または飲料に許容される成分と、を含む、食品、飼料またはペットフード組成物もしくは製品、飲料製品、あるいは食品、飼料またはペットフードサプリメントの形態で投与される、請求項 1 ~ 1_2 のいずれか一項に記載の使用のための抽出物、または使用のための組成物。

【請求項 1_6】

前記抽出物が、約 10 mg / 日 ~ 約 2000 mg / 日の量で投与される、請求項 1 ~ 1_5 のいずれか一項に記載の使用のための抽出物、または使用のための組成物。

【請求項 1_7】

前記使用または方法が、ヒト対象に対して行われる、請求項 1 ~ 1_6 のいずれか一項に記載の使用のための抽出物、または使用のための組成物。